

# 番号法施行規則の改正についてのお知らせ

## 改正の概要

平成29年12月8日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則」の改正が行われました。

これにより、平成30年1月以降、一部の手続について番号確認書類の提示や郵送提出時の写しの添付が省略可能とされました。

## 対象手続

過去に開業届出書などを提出し、番号法上の本人確認が行われている方<sup>(注1)</sup>の以下の対象手続で還付申告以外の手続<sup>(注2)</sup>

- ① 青色申告者に係る所得税及び復興特別所得税の確定（修正）申告手続（相続人から提出を受ける場合を除きます。）
- ② 個人事業者の消費税及び地方消費税の中間申告及び確定（修正）申告手続（相続人から提出を受ける場合を除きます。）

(注1) 番号確認書類の提示等が省略可能となる方は、次のいずれかに該当する方です。

- (1) 開業届出書、消費税の課税事業者届出書又は課税事業者選択届出書の提出の際に、番号法上の本人確認が行われている方
- (2) 平成28年1月1日より前に(1)の届出書を提出しており、同日以後、所得税及び復興特別所得税の確定申告書、消費税及び地方消費税の中間申告書又は確定申告書の提出の際に番号法上の本人確認が行われている方

(注2) 今般の番号法規則改正の対象手続から除かれる還付申告とは、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書B」において「④5 所得税及び復興特別所得税の申告納税額」欄が赤字であるもの及び「消費税及び地方消費税の確定申告書」において「⑧控除不足還付税額」欄に記載があるものをいいます。

なお、所得税及び復興特別所得税の予定納税額があることによる還付申告及び消費税及び地方消費税の中間納付税額があることによる還付申告は対象手続に該当します。

## I 本人が①又は②の手続を行う場合

	番号確認書類	身元確認書類
平成29年12月末まで	要	要
平成30年1月以降	省略可能	要

## II 代理人が①又は②の手続を代理で行う場合

	代理権確認書類	納税者本人の番号確認書類	代理人の身元確認書類
平成29年12月末まで	要	要	要
平成30年1月以降	要	省略可能	要

ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示等は不要です！詳しくは二面をご覧ください。

また、国税に関する社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の最新情報は、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度<マイナンバー>」をご覧ください。

(ホームページ) ※掲載URLは平成29年12月現在のものです。

<https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

国税庁 マイナンバー

検索



# マイナンバー制度の本人確認も、 e-Taxが便利です！

## 1 本人が申告される場合

提出方法 本人確認書類	書面提出	e-Tax
番号確認書類の 提示又は写しの添付	<b>必要</b> 一定の場合、省略可能です。 詳細は一面をご覧ください。	<b>必要なし</b> 国税当局においてシステム にて確認します。
身元確認書類の 提示又は写しの添付	<b>必要</b>	<b>必要なし</b> マイナンバーカードに組み 込まれた電子証明書により、 身元確認を行います。

## 2 税理士の方が代理で申告される場合

提出方法 本人確認等書類	書面提出	e-Tax
税務代理権限 証書の添付	<b>必要</b>	<b>必要</b> 税務代理権限証書データの 送信等
税理士証票の 写しの添付	<b>必要</b> ※	<b>必要なし</b> 税理士の電子証明書により 行います。
関与先の番号 確認書類の添付	<b>必要</b> 一定の場合、省略可能です。 詳細は一面をご覧ください。	<b>必要なし</b> 国税当局においてシステム にて確認します。

※ 郵送や税理士事務所の従業員が税務署窓口で提出する場合は、写しの添付が必要です。  
また、税理士が窓口で提出する場合も、混雑緩和等の観点から、写しの添付をお願いします。